宝塚市上下水道局工事成績評定の実施要領

(目 的)

第1条 この要領は、宝塚市上下水道局が発注する請負工事の成績評定(以下「評定」という。)に 関し必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって請負業者の適正な選定及び指導 育成 に資することを目的とする。

(評定者)

第2条 評定を行う者(以下「評定者」という。)は、宝塚市契約規則(平成22年規則第9号)第3 7条に規定(宝塚市水道事業及び下水道事業会計規程第91条の規定による準用)する検査員及び監督員とする。

(評価の方法)

- 第3条 評定は、監督又は検査により確認した事項に基づき、工事ごとかつ評定者ごとに独立して、 的確かつ公正に行うものとする。
- 2 評定は、宝塚市上下水道局請負工事の検査に関する規定第2条第1項に規定する完成検査のとき 及び同条第2号に規定する部分完成検査のとき、それぞれ行うものとする。
- 3 部分完成検査を行った工事の完成検査の評定にあたっては、当該部分完成検査の評定結果を考慮して行うものとする。
- 4 評定点は、次の各号に掲げる工事の区分に応じ、当該各号に定める工事成績採点表(以下「採点表」という。)に基づき行うものとする。
 - (1) 設計金額500万円以上の工事 工事成績採点表(別記様式第1)
 - (2) 設計金額130万円以上 500万円未満の工事 少額工事成績採点表(別記様式第2)
 - (3) 設計金額130万円未満の工事 工事成績採点表(別記様式第3)

(評定結果の提出等)

第4条 評定者は、評定を行ったときは、遅滞なく、作成した採点表を総務課長に提出するものとする。

(評定結果の通知)

- 第5条 総務課長は、評定者から採点表の提出があったときは、設計金額500万円以上の工事の請 負業者に対して、遅滞なく、工事成績評定通知書(別記様式第4)により、評定の結果を通知する ものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、総務課長は、必要があると認めるときは、設計金額500万円未満の 工事についても、工事成績評定通知書により、請負業者に通知することができる。

(説明請求等)

- 第6条 前条による通知を受けた請負業者は、通知を受けた日の翌日から起算して14日以内に、当該通知の内容について書面により説明を求めることができる。
- 2 前項の書面には、請負業者の所在地、名称、代表者の氏名、工事名及び説明を求める内容を記載し、総務課長に提出するものとする。

(説明請求に対する回答)

第7条 総務課長は、当該工事の施工を主管する課長と協議の上、前条第1項の規定による説明の求めを受けた日の翌日から起算して14日(次項に規定する工事成績評定審査委員会に意見を求める

ために要する期間を除く。)以内に、工事成績評定に係る説明書(別記様式第5)により、回答するものとする。

2 総務課長は、前項の規定により回答する場合において必要があると認めるときは、別に定める宝塚市上下水道局工事成績評定審査委員会に意見を求めることができる。

(評定の修正)

- 第8条 評定者は、必要があると認めるときは、当該評定を修正し、総務課長に修正した採点表を提出するものとする。
- 2 総務課長は、前項により評定者から修正した採点表の提出があったときは、当該工事の請負業者に対して、その修正結果を工事成績評定修正通知書(別記様式第6)により通知する。

(評定結果の公表等)

- 第9条 総務課長は、第5条第1項による通知を行った請負工事については、請負工事成績評定点一覧表(別記様式第7)を作成するものとする。
- 2 前項に規定する請負工事成績評定点一覧表は、4月、7月、10月及び1月に、それぞれの月の 4箇月前から前々月までの3箇月の間に作成されたものを総務課の窓口等において公表する。
- 3 公表の期間は、当該工事の請負業者に第5条第1項の規定による通知を行った年度の翌年度末までとする。

(評定の省略)

第10条 電気、ガス、水道又は電話の引込工事等で担当課が必要なしと認めたものについては評定を 省略することができる。

(委任)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

- 1 この要領は、令和4年8月1日から適用する。
- 2 この要領の適用前に契約した請負工事については、この規定は適用しない。